

平成12年分の 所得税と消費税の確定申告を!

平成12年分の申告受付が始まります
申告所得税
2月16日(金)～3月15日(木)
個人事業者の消費税の申告期限
4月2日(月)まで

自書申告による早期提出を

「前年の申告書控」や「確定申告書の手引き」などを参考に、ご自分で記載し、できるだけ郵送による提出をお願いします。

毎年、申告期限間近になると、税務署はたいへん混み合い、長時間お待たせすることになりかねませんので、確定申告はお早めをお願いします。

なお、申告書の提出期限を過ぎると、加算税や延滞税などの附滞税がかかる場合がありますので、申告は必ず期限内にするようにお願いします。



振替納税のご利用を!

納税は、便利で安心な口座振替をご利用ください。手続きは簡単です。申告の際にお尋ねください。

還付申告センターを開設!!

と き / 3月15日(木)まで(土・日・祝日を除く)
午前10時～正午/午後1時～3時30分
ところ / 秋田駅前イトーヨーカドー7階 特設会場
(昨年と会場が違いますのでご注意ください)

なお、下記の期間は相談特別コーナーを設けますので、お気軽にご利用ください。

年金所得者……………1/29(月)▶2/2(金)
住宅借入金等特別控除…2/5(月)▶2/9(金)

問い合わせ

秋田南税務署 ☎(833)5264
秋田北税務署 ☎(845)1753

確定申告についての 説明会を開催します

税務署では、「納税者が自分で正しい申告と納税を行う」という申告納税制度の趣旨から、確定申告書などの自書申告(申告書を自分で書く)をお願いしています。

申告書の作成にご不明な点があるかたや、不安なかたのために下記の日程で説明会を開催しますので、お気軽にご参加ください。なお、当日は確定申告書と関係書類をお持ちください。

個人で事業をしているかた(農業所得も含む)や、不動産所得のあるかた

と き / 2月1日(木)
午前の部…午前10時～正午
午後の部…午後1時30分～3時
ところ / ポートタワーセリオン2階
問い合わせ 秋田北税務署

☎(845)1753

農業所得のあるかた

と き / 2月5日(月)午後1時30分～
ところ / JA新あきた生産生活センター
問い合わせ 秋田南税務署

☎(833)5348

このほか、税に関する相談は下記へお問い合わせください。

税務相談室秋田南分室 ☎(833)3044
タックスアンサー(税金電話相談)

☎(832)7733

節税まめ知識 医療費控除の計算は どうするの?



市民税・県民税や所得税の節税のポイントとなる医療費控除の計算方法についてお知らせします。

対象となる医療費は?

医師による診療代・薬代、入院時の部屋代・食事代、はり師などの施術代など、申告の前年1年間に支払った費用が医療費控除の対象となります。

この所得控除を受けるには、領収書の確認が必要となりますので、領収書を保管しておいてください。

医療費控除の額(Y)は、次のように計算します。

$$Y = \left\{ \begin{array}{l} \text{前年中に} \\ \text{支払った} \\ \text{医療費} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされ} \\ \text{る金額} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{所得金額が} \\ \text{は10万円、} \\ \text{200万円未} \\ \text{満はその金額の5\%の額} \end{array} \right\}$$

(注)医療費控除の限度額は200万円です。